

# 社会福祉分野における権利擁護を目的とした 日常生活支援について（要旨及び本文）

平成10年11月25日

社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会

## 1 検討に当たっての基本的考え方

- 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的とした、社会福祉分野における権利擁護のための日常生活支援について基本的な制度の枠組みを検討することが必要。

## 2 各論点に関する基本的考え方

### (1) 社会福祉分野における日常生活支援と成年後見制度との関係

成年後見制度【法定後見制度（補助等）と任意後見制度】は、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為を援助の対象とし、家庭裁判所が法定後見人（補助人等）・任意後見監督人の選任等の形で関与する仕組み。

本制度は、簡便に利用できる、比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理の援助を行うもの。

- ・ 本人又は代理人との委任契約（又は準委任契約）に基づき援助を提供すること
- ・ 援助の対象者は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分である者であり、援助の範囲は日常生活に不可欠な範囲に限定することにより、必要とされる判断能力も一定の程度であれば契約の有

効性に関する問題が生じないような仕組みとすること

- 本制度は、成年後見制度の利用の促進や、社会福祉関係者が任意後見人又は法定後見人（補助人等）となる場合の基盤整備にも資するもの。

### (2) 法律上の位置づけ

- 実施主体が本人又は代理人と契約を締結。これは民法上の一般の任意代理の委任契約。

社会福祉事業法に位置づけることにより、福祉関係者が取り組みやすくするとともに、適正な運営を確保。

### (3) 契約締結に必要なとされる判断能力の程度

- 契約に当たり本人が契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要。

必要とされる判断能力の程度は、画一的な水準によって単純に評価すべきものではなく、契約内容に照らして、その性格や効果を理解する能力があるかどうかを個々に評価することが必要。今後、実施までに利用しやすい判断能力の評価に関する統一的なガイドラインの作成に取り組むことが必要。

- 本人の判断能力に疑義が生じた場合には、専

門の見地から判断能力の有無を評価する「契約締結審査会」（医師、法律家、社会福祉士等で構成）を設けることが必要。

- 事例によって成年後見制度の活用が望ましいケースについては、成年後見制度との連携を十分図ることが必要。

#### （４）援助の範囲

- 福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理の援助など、地域での生活を営むのに不可欠の援助が基本。
- 福祉サービスに関連する権利侵害に対しては、各種苦情処理制度に対し本人の利益を代弁して申し立てるなどの役割を果たしていくべき。

#### （５）適切な運営の確保

- 権利擁護を目的とした制度としての信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できる仕組みとするため、外部の第三者により構成される「運営監視委員会」を設置することが必要。

#### （６）実施体制

- 個々の援助については、できる限り利用者の身近な場において、相談窓口が設置されるとともに、直接的な援助活動を行う援助者（以下「生活支援員」という）の配置が必要。
- 利用者の生活状況や需要を的確に把握し、本人の自立支援の観点から適切な援助計画を作成するとともに、生活支援員の業務の監督も行う専門職（以下「専門員」という。）の確保が不可欠。
- 契約締結審査会や運営監視委員会については、より効率的な運営に資する観点から、都道府県域を一つの圏域として設けるなどの工夫も必要。

#### （７）人材の養成・研修体制

- 今後、権利擁護についての深い理解や実務を行う高い資質・技能が求められる専門員、生活支援員の具体的な研修課程等について更に検討を進めることが必要。

## 社会福祉分野における権利擁護を目的とした日常生活支援について

### 1 検討に当たっての基本的考え方

本格的な少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、障害者ができる限り地域社会において自立して生活できるようにすべきであるという理念の定着など、我が国の社会福祉を取り巻く状況は大きく変化してきた。

そのような中で、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分活用できないという問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど危機的な状況で日常生活を送らざるを得ない事例が増大している。また、これらの者に対する家庭や施設の中での虐待、金銭的搾取など権利侵害が生じている事例も報告されている。

このため、本人の立場に立って、適切な福祉サービス等の利用を援助するとともに、必要に応じて日常生活上の金銭管理等の直接的なサービスをあわせて提供する支援システムが必要となっている。

一方、社会福祉分野における最近の動向としても、介護保険法の制定、社会福祉基礎構造改革の検討などに見られるように、福祉サービスの利用については、個人の自立支援、利用者による選択の尊重などの観点から、個人が自らサービスを選択し、それをサービス提供者との契約により利用する制度を基本とする方向で見直しが図られつつあることから、利用者個人の尊厳を確保し、本人の立場に立って福祉サービ

スの利用援助を行う仕組みを同時に構築することが急務となっている。

こうした観点から、先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の中間報告においても、現在法務省で検討されている新しい成年後見制度の早期導入とあわせて、社会福祉の分野でも、成年後見制度の利用や各種のサービスの適切な利用を援助する制度の導入、強化を図るべきであるとの指摘が行われたところである。

このような状況を踏まえ、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援することを目的とした、社会福祉分野における権利擁護のための日常生活支援についてその基本的な制度の枠組みを検討していく必要がある。

すでに先駆的な社会福祉団体において、こうした者に対して日常生活の相談援助、財産管理などを行う取組が始まっているが、これらは、基本的には、契約に基づき、利用しやすい方法で、各種サービスの利用契約や金銭管理など本人が地域での生活を継続する上で重要となる行為を本人に代わって行う仕組みである。これらが今後とも適正かつ確実に実施されるために考え方を整理すべきいくつかの論点がある。

このため、本検討会では、以下のような主要な論点について、基本的な考え方を整理した。

## 2 各論点に関する基本的考え方

### (1) 社会福祉分野における日常生活支援と成年後見制度との関係について

成年後見制度は、判断能力が不十分な成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護するための制度であり、現行民法上の禁治産・準禁治産制度及びこれを前提とする後見・保佐制度は今日では種々の観点から利用しにくい制度になっているとの指摘がされていることから、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念を踏まえた、

柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度に改めるべく、その見直しが検討されているところである。

具体的な見直しの内容としては、  
第一に、軽度の痴呆・知的障害・精神障害等の状態にある者を対象とし、保護の内容（代理権又は同意権・取消権の一方又は双方）及び対象行為の範囲の選択を当事者の申立てに委ねる新しい法定後見の種類として「補助」類型（「補助人」制度）を新設すること、  
第二に、自己決定の尊重及び保護方法の弾力化の観点から、本人が判断能力があるうちにあらかじめ任意後見人との間で一定の方式による契約を締結し、本人の判断能力が低下した時点で家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見人の代理権の行使が開始されるという公的機関の監督を伴う任意代理制度（任意後見制度）を創設すること、  
などである。

- 以上のような法定後見、任意後見制度とも、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為を援助の対象とし、家庭裁判所が法定後見人（補助人等）、法定後見監督人（補助監督人等）、任意後見監督人の選任等の形で関与する仕組みとなっている。

一方、社会福祉分野においては、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、簡便に利用できる、比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理等の援助の仕組みが求められている。同時に、信頼の置ける適正な制度運営の確保が求められている。

こうした簡便かつ信頼の置ける仕組みを構築するためには、以下のような配慮が必要である。

- ・ 本人又は代理人との委任契約（又は準委任契約）に基づき、こうした援助を提供する仕組みを構築すること
- ・ 援助の対象者としては、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分であることにより自己の判断で様々なサービス

を適切に利用することが困難である者を基本とするが、援助の範囲は福祉サービスの利用援助等日常生活に必要な範囲に限定していくことにより、契約に当たり必要とされる判断能力も一定の程度であれば契約の有効性に関する問題が生じないような仕組みとすること

- このような仕組みを全国あまねく整備することは、社会福祉分野における権利擁護のための裾野の広い日常生活支援を可能とすることはもとより、新しく導入される成年後見制度の利用の促進や、社会福祉関係者・団体が任意後見人又は法定後見人（補助人等）として業務を行う場合の基盤整備にも資するものとする。

#### （２）法律上の位置づけについて

本制度における援助は、実施主体が本人又は代理人と契約を締結することにより開始するが、この場合の契約とは、民法上の一般の任意代理の委任契約として整理することができる。

なお、契約の締結等法律行為に関わる援助を行う場合には、本人又は代理人から代理権を授与されて実施することが、実施主体の援助の円滑な遂行、取引の相手方の保護の両面から必要であることから、委任契約の内容としては一定の事項についての代理権を含むものとするべきである。

また、福祉サービスの利用援助等利用者の権利擁護を目的とした各種相談援助を行う同制度については、その公的信頼性を高めるために、社会福祉事業法に明確に位置づけることにより、制度化を図り一定の税制上の優遇措置を受けられるようにするなど福祉関係者が取り組みやすくするとともに、一定の規制をかけることによりその適正な運営を確保する必要がある。

#### （８）契約締結に必要とされる判断能力の程度について

本制度における援助は、実施主体が本人又は代理人と契約を締結することにより開始するものであるが、本人との契約に当たっては、本人

がその契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要となる。

- 契約締結に必要とされる判断能力の程度は、判断能力の画一的な水準によって単純に評価すべきものではなく、対象となる特定の契約内容に照らして、その性格や効果を理解する能力があるかどうかを個々に評価していく必要がある。例えば、日常生活に密着したサービスの取引は不動産の処分や複雑な賃貸借契約を締結する場合のような判断能力は必要でないといわれている。
- 判断能力の評価が円滑に行われるか否かが本制度の利用しやすさに影響を与えることから、今後、制度の実施までに実施主体が利用しやすい判断能力の評価に関する統一的なガイドラインの作成に取り組む必要がある。この場合、病状や障害の程度などの医学的な要素のみならず、本人の日常生活の態様、本人の日常生活の状況に関する認識、援助の必要性についての認識、本人の意思決定とその信条・価値観とが整合性がとれているかどうかなど、社会的な要素を重視した評価基準を検討する必要がある。
- 実施主体は、契約締結に当たって、本人の判断能力に疑義が生じた場合に慎重な手続きを担保するため、専門的見地から判断能力の有無を評価する「契約締結審査会」（医師、法律家、社会福祉士等で構成）を設けることとし、必要があればその判断を得て契約締結を行うことが必要である。

初期相談や本人の判断能力の確認の中で、成年後見制度の活用が望ましいケースについては、成年後見開始の申立権者への連絡、任意後見契約への移行など成年後見制度との連携を十分図ることが必要とされる。

#### （４）援助の範囲について

社会福祉分野における日常生活支援の仕組みにおいては、適切な福祉サービスの利用援助、当該利用料の支払い等付随した金銭管理の援助

など、地域での生活を営むのに不可欠の援助を行うということを基本とすべきであり、重要な財産処分等については成年後見制度の活用で対応することが適当である。

- 上記のことから、以下のものを援助の主な内容として位置づけていく必要がある。

#### 福祉サービスの利用援助

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）
- ・ 苦情処理制度の利用援助

#### 日常的金銭管理

- ・ 福祉サービス等の利用料の支払い
- ・ 一定額の預貯金の出し入れ
- ・ 通帳、権利証等の保管（定期預貯金通帳、有価証券、保険証書、不動産の権利証及び契約書、実印、銀行印等）
- ・ 公共料金、家賃の支払い
- ・ 年金、手当等の受領確認、受給手続きの援助
- ・ 就労収入、不動産収入の受領確認

また、利用者の生活状況や需要に応じて、以下のような援助についても検討すべきである。

#### 住宅改造、居住家屋の賃借の援助

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）

#### 授産施設等への入所援助

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）

#### ヘルスケアサービス、軽微な医療行為の利用援助

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）

#### 文化、レクリエーションに関するサービスの利用援助

- ・ 情報提供、助言

- ・ 手続きの援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）

商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用援助

住民票の届出、印鑑登録の代行

- 各種サービスや苦情処理制度の利用援助又は日常的な金銭管理を行う場合、本人の生活状況や心身の状態の変化、各種サービスの実施状況等を的確に把握することが重要であることから、契約に基づく援助内容に関連して、本人の日常生活の見守りも適宜行われることとなる。

- 福祉サービスの利用援助については、例えば介護保険制度との関係では、要介護認定の申請の援助、要介護認定に関する調査に立ち会い本人の状況を正しく調査員に伝えること、居宅介護支援事業者（介護サービス計画作成事業者）の選択の援助、介護支援専門員の調査に立ち会い本人への説明や本人の状況を正しく介護支援専門員に伝えることなど本人の利益を代弁すること、契約の締結などを本制度における援助の内容とすべきである。

- また、福祉サービスに関連する権利侵害に対しては、社会福祉基礎構造改革の中で、福祉サービスに関する苦情への対応や紛争解決を目的とした、施設内での苦情対応チームや第三者機関など重層的な仕組みを別途設けることが検討されていることから、本制度ではこうした制度に対し本人の立場に立って申し立てを行い、本人の利益を代弁するという役割を果たしていくべきである。

#### (5) 適切な運営の確保について

- 権利擁護を目的とした制度としての信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できる仕組みとするため、実施主体ごとに外部有識者により構成される「運営監視委員会」を設置し、本制度の運営について第三者による客観的な監督を行う必要がある。

社会福祉団体が代理人として契約者の権利擁

護を目的として福祉サービスの利用援助を行う際に、当該団体がホームヘルプサービス等の直接的サービスをあわせて行っているとすれば、公正な選択や適正な監督が行われないのではないかという懸念が指摘されているが、こうした仕組みを設けることにより適切な運営を確保することができる。

#### （6）実施体制について

- 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など個々の契約に基づき実施される援助については、できる限り利用者の身近な場において、相談窓口が設置されるとともに、直接的な援助活動を行う援助者（以下「生活支援員」という。）の配置が行われることが必要である。
- 生活支援員は、活動の内容や本制度の今後の需要を考慮すれば、利用者の身近な地域で一定数の確保がされることが望ましいことから、あらかじめ権利擁護を目的とした日常生活支援に関する知識や技術について研修を受け、一定の要件を満たす者を基本とする必要がある。
- なお、施設入所者に援助を行う場合、当該施設の職員を生活支援員として活用することについては、更に慎重に検討を進める必要がある。

本制度の運営に当たっては、利用者の生活状況や需要を的確に把握し、本人の自立支援の観点から適切な援助計画を作成するとともに、生活支援員の業務の監督も行う専門職（以下「専門員」という。）を一定数確保することが不可欠である。この専門員については、社会福祉援助技術についての高度な専門性の基盤の上に権利擁護に関する高い意識が求められることから、社会福祉士などで一定の研修を受けた者をもって充てる必要がある。

一方、契約締結審査会など専門家により構成される第三者的機関については、より効果的な運営に資する観点から、都道府県域を一つの圏域として設けるなどの工夫も必要である。

- 上記のことから、例えば社会福祉協議会が本制度を実施する場合は別紙2のような運営体制をとることも考えられる。

#### （7）人材の養成・研修体制について

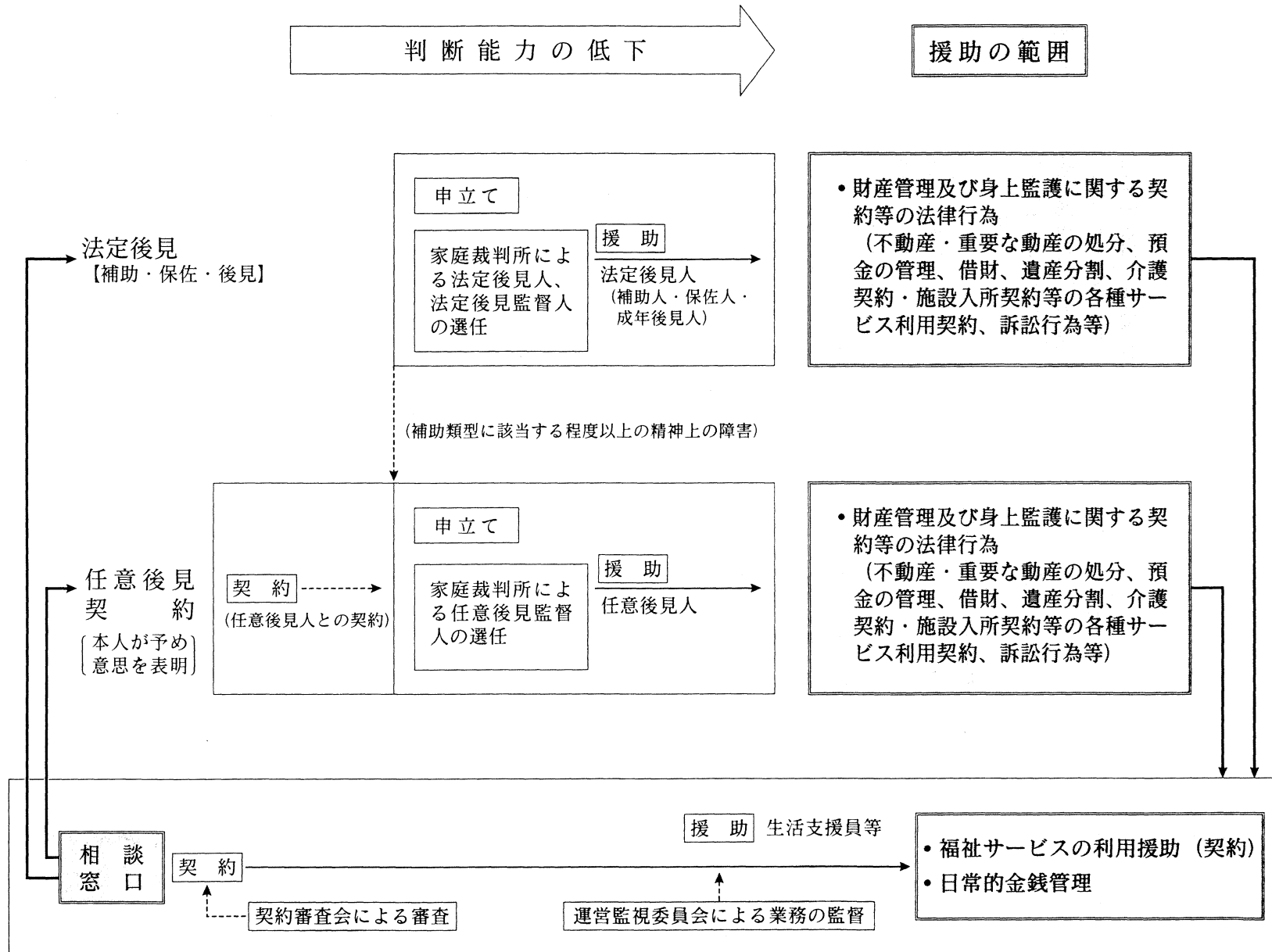
本制度の中核となる専門員、生活支援員とも、本制度の目的である権利擁護についての理解とともに、実務を行うための高い資質と技能が求められる。

- このため、資質の向上のために職能団体の協力の下に適切な養成・研修体制が設けられる必要がある。今後、具体的な研修課程等について更に検討を進める必要がある。また、これらの者の活動指針となりうる倫理綱領の作成についても検討する必要がある。

#### （8）その他

- 利用者にとって利用しやすい、適切な契約書等諸様式の開発についても統一的に検討を進める必要がある。この場合、利用者保護の観点から、現在検討が進められている消費者契約法（仮称）の趣旨を踏まえた検討をすべきである。
- また、本制度の信頼性を確保し、利用者が安心して利用できるようにするため、実施主体の業務執行上の事故等に対し危険を担保するための保険の仕組みの利用を確立する必要がある。

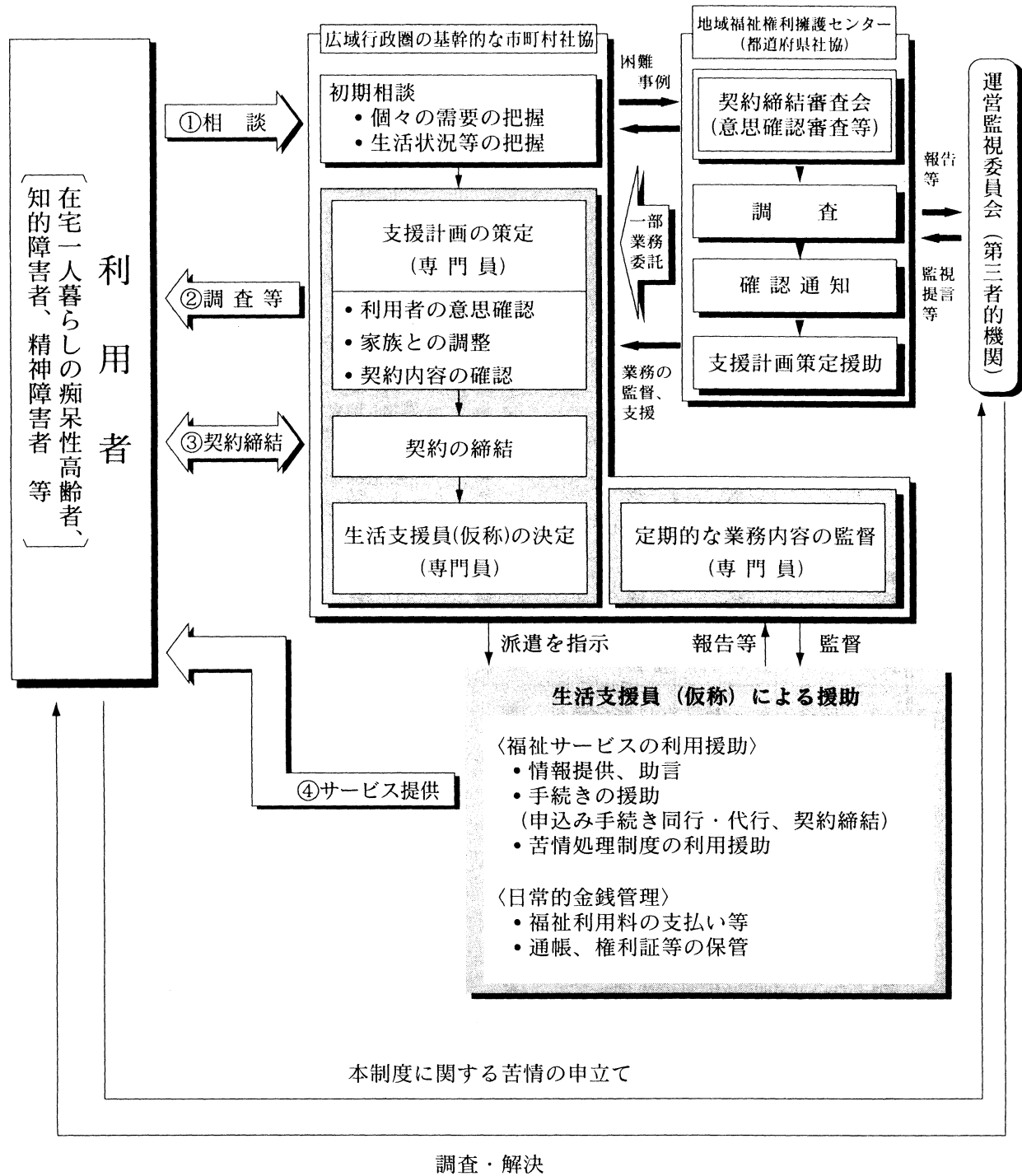
成年後見制度と地域福祉権利擁護制度（仮称）との関係



〔別紙2〕

地域福祉権利擁護制度（仮称）の実施方法の例

（社会福祉協議会が実施する場合）





**実施主体の責任と保険**  
(社協が実施する場合)

想定されるケース	被保険者	責任の帰属	対 応	備考	保険契約者
① 生活支援員（サービス提供者）に傷害事故が生じた場合 【具体例】 ・生活支援員が利用契約者宅に向かう途中、T字路を右折したところ、出会い頭に前方から来た車と衝突し、頭と腰を打ち入院するようなケース。	生活支援員	—	全社協で既に実施している「在宅福祉サービス総合保障」で対応可	生活支援員等の故意による事故は保険給付の対象外 (⑥へ)	社 協
② サービス利用者の身体・財物に損害を与えた場合 【具体例】 ・生活支援員が支援サービスを提供するため、利用契約者宅を訪問した際、誤って置物を壊してしまうようなケース。	社 協 生活支援員	社 協 生活支援員			
③ サービス利用者の人権を侵害した場合 【具体例】 ・生活支援員が利用契約者宅で福祉サービス利用支援のため説明をしている最中、利用者との意見の食い違いがきっかけで口論となり、差別的な発言などにより、利用者に耐え難い精神的な苦痛を与えるようなケース。	社 協 生活支援員	社 協 生活支援員	既存の賠償責任保険に特約を付帯することにより対応可 『人格権侵害担保特約』		
④ サービス利用者から受託した通帳、権利証等を輸送中及び保管中に盗難等の偶発の事故が生じた場合 【具体例】 ・生活支援員が利用契約者の預金口座から預金をおろし、利用契約者宅へ向かう途中、盗難にあうようなケース。	社 協 生活支援員	社 協 生活支援員	既存の保管者賠償責任保険に特約を付帯することにより対応可 『現金・貴重品担保特約』		
⑤ 監督の不備等に起因して、利用者が第三者の身体・財物に損害を与えた場合 【具体例】 ・生活支援員が見守りサービスを提供している最中、目を離した際に、利用者が、たまたま訪問していた友人を誤って押し倒してしまい怪我をさせるようなケース。	社 協 生活支援員	社 協 生活支援員	全社協で既に実施している「在宅福祉サービス総合保障」で対応可		
⑥ 生活支援員の故意により上記②～⑤にかかる事故が発生し、社協の責任が問われた場合 【具体例】 ・生活支援員が利用契約者から入金のため預かった現金を使うようなケース。	社 協	社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④の財産損害については既存の保険（身元信用保険）により対応可 (注1) 社協と生活支援員との間の雇用関係あるいはそれに準ずる関係が前提 (注2) 生活支援員の不誠実行為（刑法上の窃盗・強盗・詐欺・横領・背任）が対象</li> <li>・身体損害については、既存の賠償責任保険に特約を付帯することにより対応可 保険商品の開発が必要</li> </ul>		

社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会委員名簿

氏名	職名等
新井 誠	千葉大学法経学部教授
池末 美穂子	(財)全国精神障害者家族会連合会事務局補佐
池田 恵利子	(社)日本社会福祉士会副会長
北村 和茂	(福)大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター企画事業課長
笹森 貞子	(社)呆け老人を抱える家族の会理事
高橋 律子	(福)品川区社会福祉協議会 さわやかサービス室長
竹之下 典祥	(福)枚方市社会福祉協議会 在宅福祉課(事業担当)係長
寺谷 隆子	(福)ジェイ・エイチ・シィ板橋会理事長、 日本社会事業大学教授
◎野田 愛子	東京都すてっぷ所長、弁護士
升田 純	聖心女子大学教授、弁護士
松友 了	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事
和田 敏明	(福)全国社会福祉協議会 地域福祉部長

◎は座長

地域福祉権利擁護事業（仮称）の実務上の疑義照会項目

**(問1)** 本事業は、社会福祉事業法上どのように位置づけられるのか。

また、基幹的な市町村社協は広域的な活動を行うこととなるが、その点について社会福祉事業法の改正が行われると考えてよいか。

**(答)**

- 1 本事業との関連では、社会福祉事業法上、以下の方向で改正を検討中であり、
  - ① 「判断能力が不十分な者に対して、無料又は低額な料金を福祉サービスの利用に関する相談に応じ、情報提供、利用手続きの代行、利用契約の締結等必要な援助を行う事業」を「社会福祉事業」として位置づける。
  - ② 社会福祉協議会の事業しとして同事業を明定することを想定している。
- 2 また、市町村社協が広域的な活動ができるよう

社会福祉事業法の改正を行う方向で検討中である。

- 3 なお、本事業に関連して活動を行うこととなる社協においては、定款の変更が必要と考えられる。

**(問2)** 本事業の実施にかかる今後のスケジュール如何。

**(答)**

本事業の今後の進め方としては、12月末の大蔵省の内示を受け、事業の内容をより具体的に整理したうえ、担当者向けの会議を2月に開催することを考えている。

また、判断能力の評価に関するガイドラインや専門員、生活支援員の研修課程、契約書等の諸様式の開発等については、現在検討中であり、事業が開始される平成11年10月までに確立し、お示ししたいと考えている。

**(問3)** 施設入所者の取扱いはどうなるのか。

**(答)**

- 1 施設への入所が必要と思われる者に対しては、当該施設についての情報提供や助言、入所手続きの同行・代行を行うこととなる。
- 2 また、既に入所している者についても、基本的には事業の対象となるものと考えているが、その対応方法等について現在検討中であるので、追ってお示ししたい。

**(問4)** 利用料の補てんを独自に行うことは問題ないか。

**(答)**

特に問題ない。  
なお、利用料について、生活保護世帯にかかる国庫補助基準はお示しすることとなるが、実際に利用者から徴収する額については、実施主体の判断で独自に定めていただいて差し支えないものと考えている。

**(問5)** 契約締結審査会と運営監視委員会(第三者的機関)の関係及びそれぞれの役割や構成メンバー如何。

**(答)**

- 1 契約締結審査会  
契約締結審査会においては、本人の判断能力に疑義が生じた場合(基幹的な市町村社協で判断することが困難な事例)に専門的な見地から判断能力の有無の判断を行うとともに、援助内容の審査(契約内容、契約締結の有効性)を行うこととしている。  
構成メンバーとしては、学識経験者、弁護士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士などを想定している。
- 2 運営監視委員会  
運営監視委員会においては、本事業の運営について第三者的機関による客観的な監督を行うことにより、権利擁護を目的とした制度としての信頼性を高め、利用者にとって安心できる仕組みとするため設置するものであり、実施主体より定期的に業務実施状況等について報告を受け、実施主体の監視を行い、また必要に応じて実施主体に対し

提言等を行うことを考えている。

さらに、利用者から本事業に関する苦情の申立てがあった場合には、必要な調査を実施し、解決策を講じることも考えている。

構成メンバーとしては、学識経験者、弁護士、当事者団体、親の会、社会福祉士、精神保健衛生士、行政関係者などを想定している。

**(問6)** 平成11年10月に本格実施する場合に、ある程度事前に準備が必要となるので、準備経費は国庫補助の対象となるか。

**(答)**

準備経費の国庫補助は、考えていない。

**(問7)** 平成11年10月から県下の広域市町村の基幹的な市町村の全てで実施する必要があるのか。

また、必ず広域行政圏に1ヶ所で行うのか。

**(答)**

- 1 全都道府県で一斉に実施するための準備期間、また、介護保険制度による給付申請、介護認定事務やケアプランの作成事務が平成11年10月から開始されることを考慮したものであるため、それまでに体制を整えることが必要であると考えている。
- 2 広域行政圏については、予算積算上の目安として考えていただきたい。  
実際の運営にあたっての実施箇所数は、周辺市町村の対象者をカバーできる体制で、各都道府県の判断により決めていただくことで考えている。

**(問8)** 既に日常的財産保管を福祉公社で行っている場合、事業の対象となるか。

**(答)**

- 1 国庫補助の対象が都道府県社協であることから、事業実施上支障がないと判断される場合には、都道府県社協の判断で、業務の一部を福祉公社に委託をしていただいて構わないものと考えている。
- 2 場合によっては、財産保管部分を都道府県社協から福祉公社に委託し、その他の事業部分は市町

村社協に委託する方法が考えられる。

**(問9)** 人材の確保が重要となるが、自立生活支援専門員等の資格要件如何。

**(答)**

1 自立生活支援専門員（仮称）については、本事業にかかる詳細な調査や計画の策定、サービス利用者との契約の締結、生活支援員（仮称）の選任とサービスの監督、都道府県センターや関係機関との連絡調整、トラブルや苦情の処理等の業務を行うものである。

市町村社協において、本事業の中核になって進めることから、一定の専門的知識や経験を有した職員を配置する必要があるため、社会福祉士等で一定の研修を受講した者が考えられる。

2 生活支援員（仮称）については、「サービスに関する情報提供」等を業務とすることから、関連情報を十分に提供できることが求められ、福祉制度に精通している必要があるため、やはり社会福祉士等で一定の研修を受講した者が適切ではないかと考えている。

また、精神障害者世帯、専門的知識を必要とする世帯に派遣する生活支援員（仮称）については、精神障害者世帯を専門に担当するPSW（精神保健福祉士）等の資格を持ち、一定の研修を受講した者もあり得ると考えている。

3 ただし、それらの資格を当該職員の必須要件とすることは、体制の整備を遅らせる要因ともなり、また、地方分権推進計画の方向にも添わないことから、画一的な資格要件は設けない方向で考えている。

4 なお、本事業の開始以降なるべく速やかに自立生活支援専門員（仮称）向けの研修や生活支援員（仮称）の研修を行う者のための研修が実施できるよう準備を進めていきたいと考えている。

**(問10)** 概算要求案では、事業の実施主体を都道府県社協とし、都道府県が1/2を補助することとしているが、市町村社協を実施主体として市町村に負担を求めるようにできないか。

また、指定都市や中核市を都道府県と同じ扱いとすることはできないか。

**(答)**

1 平成11年度の概算要求では、全国であまねく実施し、制度が定着するまでは、基本的に現在検討している形態で行いたいと考えている。

しかし、地方分権推進の観点からも、将来的には、都道府県社協からの委託という形態だけではなく、都道府県社協と市町村社協とで責任や業務の範囲の分担を行い、各々を分担に応じた実施主体として市町村にも負担を求める方向で検討を進めたいと考えている。

2 なお、指定都市や中核市を都道府県と同じ扱いとすることについては、契約締結審査会や運営監視委員会などを複数設けることは合理的でないことから、基本的に補助事業の対象としては考えていない。

**(問11)** 同規模の市が複数あるなどから、基幹的な市町村社協を決めるのが難しい状況にあるが、基幹的な市町村社協を決めず、都道府県社協に自立生活支援専門員を配置し、都道府県内で担当エリアを分けるような形態を取ることは可能か。

**(答)**

当分の間、ご質問の方向で取り扱えるよう検討したい。

その場合にも、市町村社協で相談窓口の体制がとられるよう配慮が必要と考えている。

**(問12)** 本事業は概算要求案では社協が行うこととなっているが、当事者団体や親の会への委託は可能か。

**(答)**

1 国庫補助の対象が都道府県社協であることから、事業実施上支障がないと判断される場合には、都道府県社協の判断で、業務の一部を当事者団体や親の会に委託をしていただいて構わないものと考えている。

2 その場合、市町村社協との役割分担や障害者110番や障害者生活支援事業等障害者の施策との連携や調整が図られる必要がある。

**(問13)** 生活支援員の配置数と方法如何。

**(答)**

- 1 生活支援員については、いわゆる事業費補助方式による一定の要件を満たす者により行うことを考えており、配置人数により補助金額が影響されないため、配置数は問わないこととしている。
- 2 実際の運営にあたっては、事業の一部を実施する基幹的な社協に登録する方法のみでなく、①各々の市区町村社協において登録がなされ、その登録状況は基幹的な社協に配置された自立生活支援専門員が常に把握できる状態とし、②生活支援員の派遣にあたっては、利用者の居住している市区町村社協に登録された者の中から適当な者を決定する方法もあり得るものと考えている。
- 3 なお、業務執行上の事故等に対し危険を担保するための保険の仕組みを利用する必要があると考えられることから、登録をしたうえで、実施主体との雇用関係を結ぶことが必須となるものと考えている。

**(問14)** 重度の痴呆等により判断能力のない者が本事業のサービスを利用する場合、成年後見制度による後見人を選任したうえで、後見人との契約により行うこととなっている。

新しい成年後見制度は平成12年4月施行で検討が進められているようであり、平成11年10月の本事業開始当初においては施行されていないこととなる。

その場合、平成11年10月時点で重度の痴呆等により判断能力のない者はどのように扱うべきか。

**(答)**

本事業開始当初の平成11年10月の段階で判断能力のない者については、緊急に対応する必要がある場合には禁治産宣告等を行ったうえで後見人または保佐人と本事業の契約を結ぶこととなる。

ただし、新しい成年後見制度による対応が現実的であると考えます。

**(問15)** 重度の痴呆等により判断能力のない者が本事業のサービスを利用する場合、成年後見制度による後見人を選任したうえで、後見人との契約により行うこととなっている。

市町村社協が法人として後見人となった場合、本事業の実施にあたっては本事業の実施主体である都道府県社協と法人成年後見人である市町村社協が契約をすることとなるのか。

**(答)**

お見込みのとおりである。

**(問16)** 判断能力の判定は、どのような基準により行うこととなるのか。

**(答)**

判断能力の判定に係るマニュアルを専門家の意見を聞きながら、事業の開始までに作成し、配付することとしている。

**(問17)** 「一定額の預貯金の出し入れ」の一定額はどの程度か。

同様に「権利証等の保管」についても上限額を定めるか。

また、「権利証等の保管」には、「金」や「絵画」も含めるのか。

**(答)**

本事業では、比較的軽微な法律行為を含む福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理の援助を行うものであることから、金額についてもその範囲内になるものと考えている。

具体的には、その範囲で実施主体の判断で決めていただくことを考えている。

**(問18)** 見守りの範囲はどこまでか。

例えば、デイサービスを利用している場合など、実施内容の確認等まで行う必要があるのか。

**(答)**

見守りについては、あくまで利用者との契約に基づく援助内容に関連した範囲で、利用者の生活状況や心身の状態の変化、各種サービスの実施状

況等の把握のため行われるものと考えている。

したがって、デイサービスを利用するための援助が利用者との契約に盛り込まれていれば、その範囲内で実施内容の確認を行うことは必要と考える。

その場合、確認の頻度等についても、利用者との契約に基づくこととなる。

**〔問19〕** 本事業では、現在、成年後見制度で検討されている任意後見のように、判断能力を有しているときに契約を行い、判断能力が低下した後も、契約の内容に基づき支援を行うことができるものと解してよろしいか。

**〔答〕**

お見込みのとおりである。

〔参考〕

**〔問20〕** 都道府県社協に専門相談の機能が必要と思うが、設ける考えはないか。

**〔答〕**

- 1 概算要求案では、現行の施策で複数の専門的な相談機能がある（在宅介護支援センター、シルバー110番、障害者110番等）ことから専門相談の機能は設けなかったものであり、それら現行の専門的な相談機能を活用のうえ、本事業へつなげていただくことを考えている。
- 2 また、基幹的な市町村における相談機能については、基幹的な社協となり得る市町村が「ふれあいのまちづくり事業」を現在実施している（国庫補助の終了したところを含む）ところであろうことから、当該事業における総合相談の窓口を活用することを考えている。

## 地域福祉権利擁護制度（仮称）について

### ① 制度概要

ア) 一人暮らしの痴呆性高齢者、知的障害者等自己決定能力が低下している者に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護する制度を確立する。

イ) 契約内容や本人の意思能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営監視委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる制度とする。

### ② 具体的な制度の仕組み

ア) 対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

イ) 援助の内容

- ・ 地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・ 利用者の参加を得て策定する「自立支援計

画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員（仮称）が行う。

援助内容の例示

《福祉サービスの利用援助》

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助  
（申込み手続き同行・代行、契約締結）
- ・ 福祉サービス利用料の支払い等
- ・ 苦情解決制度の利用援助

※なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的な金銭管理等を行う。

ウ) 生活支援員（仮称）

社会福祉士、精神保健福祉士等

（参考）

- 平成11年度概算要求額 1,006百万円
- 実施主体 都道府県社会福祉協議会（47都道府県）  
（利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市町村社協（広域行政圏：365か所）で行う。）
- 実施時期 平成11年10月